

保育料負担軽減制度

練馬区では、以下の条件を満たす場合に、保育料の負担軽減を実施しています。条件に該当する場合は、必要書類をそろえてご提出ください。ただし、保育園等に通っている児童（以下「在園児」）の保育料が0円の場合は適用されません。

ひとり親世帯または障害のある方がいる世帯の第1子

保育料表（P.22参照）中の第1子適用額の半額となります。

以下の《必要な書類》のご提出が必要です。ただし、入園申込み時等に必要な書類を既に保育課へご提出いただいている場合は、再度ご提出いただく必要はありません。

なお、ひとり親世帯および障害のある方がいる世帯の両方に該当する場合も、いずれか一方のみが適用され、保育料表中の第1子適用額の半額となります。重ねての適用はありません。

《必要な書類》

ひとり親世帯

・『教育・保育給付認定変更届』

「4.家族状況の変更(離婚等にチェック)」または「5.その他」に詳細を記入してください。

以下のうち、いずれか一点の書類のコピーを添付してください。

・戸籍謄本、児童扶養手当証書、ひとり親医療証（親医療証）、離婚届受理証明書 等

障害のある方がいる世帯

・『教育・保育給付認定変更届』

「5.その他」に詳細を記入してください。

以下のうち、いずれか一点の書類のコピーを添付してください。

・身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳

カード式の各手帳をお持ちの場合はカードの両面をコピーしてご提出ください。

・障害基礎年金を受給していることが確認できる書類

・特別児童扶養手当の支給対象児童であることが確認できる書類

離婚後も父母が同居している場合は、適用されません。

在宅の障害児（者）が住民登録上別世帯の場合は、適用されません。

書類の提出された年度当初の月に遡って負担軽減を適用します。ただし、年度途中でひとり親世帯となった場合や身体障害者手帳等が認定された場合は、その事実発生日より前の月は適用となりません。

婚姻、同居等により、児童と生計を一にする保護者が2人になった場合は、P.5の2(4)の書類のご提出が必要です。

身体障害者手帳等を返還した場合は、保育課保育認定係までご連絡ください。

保育料減額制度

次ページ（P.27参照）にある条件に該当する場合は、申請により保育料が減額される場合があります。減額を申請する方は、『保育料減額申請書』と条件ごとに必要な書類をご提出ください。

保育料の減額は申請の翌月（月の第1開庁日の申請は当月）から適用します。ただし、入園月に申請した場合は、申請当月から適用します。

減額の適用期間終了後も引き続き減額の適用を希望する場合は、期間終了までに改めて減額申請が必要です。

減額条件に該当しても階層に変動がなく、適用にならない場合があります。

複数の条件に該当する場合は、申請者に最も有利な条件を1つのみ適用します（重複適用はありません）。

減額条件がなくなった場合は、減額を解除します。

里親に委託されている児童の保育料は免除します（措置決定通知書のコピー等の提出が必要です）。

《必要な書類》

『保育料減額申請書』

「条件ごとの必要な書類」（P.27参照）



	減額の条件	必要書類 提出された書類は原則として返却できません。	適用期間
	世帯員全員の区市町村民税が非課税となったとき、または免除されたとき	・その年の1月1日に練馬区に住民登録がない場合は住民税非課税証明書のコピー	申請の翌月から8月まで
	区市町村民税の徴収猶予または納期の延期が認められたとき	・徴収猶予決定通知書のコピー	
	世帯員全員の区市町村民税が均等割以下に減額されたとき	・減免可否決定通知書のコピー ・その年の1月1日に練馬区に住民登録がない場合は住民税課税証明書のコピー	
	今年中に災害、盗難等による損失を受けたとき	・罹災証明書のコピー ・損失を証明する書類のコピー	
	今年中に多額の医療費を要したとき (ただし、1月～7月に申請し翌月から適用を希望する場合は、前年中の医療費が対象)	(2点の書類提出が必要です。) ・医療費の領収書のコピー ・保険金、療養費、一時金等受給の証明書類のコピー	1
	今年中に主たる働き手が失業したとき (本人の都合による退職は適用外)	(2点の書類提出が必要です。) ・離職票等失職の分かる書類のコピー ・退職金にかかる源泉徴収票のコピー	か 月 2 か 月 3 月
	世帯の申請月前3か月の平均収入月額(賞与を除く)が、前年の平均収入月額(賞与を除く)より1割以上低額になったとき(ただし、保護者が育児休業、育児短時間勤務等を取付したことによる収入の減少を除く) 減額が適用された場合、保育料表(P.22)の階層区分が、一階層下がります。	(2点の書類提出が必要です。) ・前年の世帯収入・賞与金額が分かる書類(賞与がない場合はその旨の勤務先発行の証明書)のコピー ・申請月前3か月の世帯収入が分かる書類のコピー 3 この表の下に必要書類の具体例を記載しています。	申請の翌月から3か月

1 保育料の減額は申請の翌月(月の第1開庁日の申請は当月)から適用します。

【例】令和6年6～10月に多額の医療費を要したため、令和6年11月に減額申請した場合適用の場合は、令和6年12月から令和7年8月まで

ただし、1月1日～9月1日までの間に または の条件に該当し、9月1日(第1開庁日)までに申請されたものについては、申請の翌月とは限らず、9月からの適用になります。

【例】令和7年1～3月に多額の医療費を要したため、令和7年4月に減額申請した場合適用の場合は、令和7年9月から令和8年8月まで

2 「最長3か月」とは、失業日の翌月から数えて3か月となります。申請の翌月(月の第一開庁日の申請は当月)から適用します。

3 の条件で必要な書類の具体例(令和7年5月に申請する場合)

- ・(父母分)令和7年2～4月分の給与明細書のコピー
- ・(父母分)令和6年分の世帯収入が分かる書類(源泉徴収票、確定申告書等)のコピー
- ・(父母分)令和6年夏季・冬季賞与の金額が分かる書類(または賞与がなかったことが分かる書類のコピー)